

令和8年6月吉日

居宅介護支援事業所各位

医療法人清心会八尾市地域包括支援センター緑風園

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2026年6月1日付より、2026年度介護報酬臨時改定などの事情に伴い、「指定介護予防支援・第一号介護予防事業に関する契約関係書類」の一部を変更いたします。必要書類一式は、「八尾市ホームページ」に掲載していただく予定ですが、取り急ぎ「八尾市地域包括支援センター緑風園のホームページ」に掲載することといたしました。必要分をダウンロードしていただきご提出いただきますようお願いいたします。（なお、提出期限は、7月から3か月後の令和8年9月末日とさせていただきます。）

提出をお願いする書類につきましては、同封の「**2026年度介護報酬臨時改定などに伴う契約関係書類提出のお願い**」で説明させていただいているところですが、ご利用者様の契約時期が2026年6月の方の場合のみ必要書類が違います。少しでも分かりやすい説明になればと考え、もう一度下記に説明させていただきます。

お手数ですが、下記の書類につきまして、委託元の八尾市地域包括支援センター緑風園（以下、包括緑風園と略す）にご提出していただきますようお願いいたします。

今回、お知らせが遅くなり、大変ご迷惑をおかけしております。ご不明な点がありましたら、包括緑風園にご連絡ください。

敬具

記

提出をお願いする書類

① 2026年5月までに、指定介護予防支援・第1号介護予防支援事業契約を締結している利用者様の場合（「2026年度介護報酬臨時改定などに伴う契約関係書類提出のお願い」の通り）

A・Bについて、変更内容を説明していただき、6月1日付で本人の署名・捺印をお願いいたします。9月末日までに包括緑風園にご提出ください。

A 『「指定介護予防支援・第1号介護予防支援事業に関する重要事項説明書」の変更について』 2部 （利用者保管用1部、包括支援センター用1部）

B 『介護予防支援等業務委託契約書』及び「介護予防支援業務等業務契約に関する個人情報使用同意書」の変更について』 2部 （利用者保管用1部、包括支援センター用1部）

②2026年6月1日以降に、指定介護予防支援・第1号介護予防支援事業契約を締結するご利用者様の場合

6月変更後の契約書類一式(4点)を、サービス開始日までの日付で作成していただき、包括緑風園にご提出ください。

申し訳ありませんが、6月1日以降にすでに旧様式で契約を締結して提出している場合も、変更後の様式での提出をお願いいたします。提出時期については、包括緑風園にご相談ください。

【新様式契約書類一式(4点)】

- ・「指定介護予防支援・第1号介護予防支援事業契約書」2部
(利用者保管用1部、包括支援センター用1部)
- ・「指定介護予防支援・第1号介護予防支援事業に関する重要事項説明書」2部
(利用者保管用1部、包括支援センター用1部)
- ・「介護予防支援等業務の実施方法等について」2部
(利用者保管用1部、包括支援センター用1部)
- ・「介護予防支援等業務契約に関する個人情報使用同意書」1部
(包括支援センター用1部)

③事業所間契約について

C『介護予防支援等業務委託契約書』を6月1日付で作成していただき、9月末日までに、包括緑風園にご提出ください。

- C『介護予防支援等業務委託契約書』 2部
(委託先居宅事業所保管用1部、包括支援センター用1部)

以上

【お問い合わせ先】

八尾市地域包括支援センター緑風園 担当:木本
八尾市天王寺屋 6-59 八尾こころのホスピタル別館
電話:072-949-6670 FAX:072-949-6703